④　協業組合、企業組合で３⑵（建設工事に係る添付書類）の［注］⑹に掲げる書類を提出する場合
⑤　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、その事実を届け出ていない場合
⑥　更生手続等開始決定者で、⑶に掲げる再度の決定を受けていない場合
⑦　経営事項審査の告示附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（グループ経審）又は経営事項審査の告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）を受けている場合
⑹　次に掲げる場合の測量等の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査の申請にあっては郵送又は電子メール）に限るものとする。
更生手続等開始決定者で、競争参加資格の再度の決定を受けていない場合
⑺　３⑵ア（建設工事に係る添付書類）［注］⑷に掲げる書類のうち工事経歴書に準ずる書類を提出する場合は、定期審査の申請にあっては、別記３の送付先に電子メールにより送信するものとする。

別記１　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］
⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目（電話011―611―0309）
⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　〒040―8501 北海道函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）
⑶　総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　〒047―8555 北海道小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）
⑷　上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　〒078―8513 北海道旭川市宮前１条３丁目３―15（電話0166―32―2451）
⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　〒051―8524 北海道室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）
⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　〒085―8551 北海道釧路市幸町10丁目３（電話0154―24―7135）
⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　〒080―8585 北海道帯広市西５条南８丁目（電話0155―24―2903）
⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　〒093―8544 北海道網走市新町２丁目６―１（電話0152―44―6147）
⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　〒077―8501 北海道留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）
⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　〒097―8527 北海道稚内市末広５丁目６―１（電話0162―33―1064）
⑾　北海道外　北海道開発局事業振興部工事管理課　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目（電話011―709―2311）

別記２　送付先
測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク　〒980―0811 宮城県仙台市青葉区一番町４―７―17ＳＳ．仙台ビル２階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて
電話022―397―9558

別記３　送付先
北海道開発局事業振興部工事管理課企画係
メールアドレス　hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp

競争参加者の資格に関する公示

総務省第二庁舎㉒建築改修その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年10月３日

関東地方整備局長　廣瀬　昌由

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事名　総務省第二庁舎㉒建築改修その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
２　工事場所　東京都新宿区若松町95―１
３　工事内容
敷地面積　24,140㎡
１．建物
１）第二庁舎
構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上８階地下２階塔屋２階
建築面積　約4,900㎡
延べ面積　約34,800㎡
用途　庁舎
工事内容　耐震（免震）改修工事
２）渡り廊下⑴
構造　鉄骨造　地上１階
建築面積　約90㎡
延べ面積　約90㎡
工事内容　第二庁舎耐震改修工事に伴う改修工事
２．その他　工作物、外構、エレベーター設備他
工期　契約の翌日から令和８年１月30日まで（指定部分：令和６年３月15日まで。）
４　申請の時期
令和４年10月３日から令和４年10月28日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和４年10月31日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
５　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、関東地方整備局ホームページ（https://www.ktr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は下記に示す申請書の提出場所に郵送、託送又は持参により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年10月３日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式―２―１及び２―２を使用すること。）
紙入札による場合の提出場所　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和２年10月１日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。